

## 株式交付に関する事前開示書面

(会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に基づく書面)

2026年1月13日

株式会社C A I C A D I G I T A L

## 株式交付に関する事前開示書面

東京都港区南青山五丁目11番9号  
株式会社 C A I C A D I G I T A L  
代表取締役社長 鈴木 伸

当社は、2025年12月26日付で作成した株式交付計画（以下「本計画」といいます。）に基づき、2026年2月6日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、株式会社善光総合研究所（以下「善光総研」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うこといたしました。

本株式交付に関する事前開示事項（会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事項）は、以下のとおりです。

### 1 株式交付計画の内容

本計画の内容は、別紙1（株式交付計画の写し）のとおりです。

### 2 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限についての定めが、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

本計画の作成日時点において、善光総研の議決権の総数は2,685個であり、当社が自己の計算において所有している善光総研の議決権の数は0個、当社がその子会社等を通じて所有している善光総研の議決権の数は300個です。したがって、善光総研の議決権の総数に対し、当社が自己の計算において所有している議決権の数（当社がその子会社等を通じて所有している善光総研の議決権の数を含みます。）の割合（以下「議決権所有割合」といいます。）は、本計画の作成日時点において、約11.2%です。

また、当社は、善光総研の2025年10月31日付の登記情報の記載から、善光総研が同日現在において新株予約権200個を発行していることを確認しているところ、仮に本株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）までにこれらの新株予約権がすべて行使されると、善光総研の普通株式が新たに200株発行され、効力発生日における善光総研の議決権の総数は2,885個となります。

本計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受ける善光総研の株式の数の下限を1,443株と定めていますが、当社が本株式交付に際して、当社の子会社等が所有している善光総研の株式を含めて善光総研の株式1,443株を譲り受けた場合、仮に効力発生日までに上記新株予約権がすべて行使されたとしても、効力発生日において、当社が自己の計算において所有している善光総研の議決権の数は1,443個、当社の議決権所有割合は50.02%となります。

以上より、当社が譲り受ける善光総研の株式の数の下限についての本計画の定めは、善光総研が効力発生日において当社の子会社（会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。）となる数を内容としているものと判断いたしました。

3 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

(1) 株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性

(ア) 株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての内容

当社は、善光総研の普通株式1株に対して、当社の普通株式12,048株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付により善光総研の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。なお、当社が譲り受ける善光総研の普通株式の数の下限は、1,443株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は17,385,264株、また、当社が善光総研の普通株式全数（効力発生日までに上記新株予約権がすべて行使され、これらの新株予約権の保有者に対して発行された善光総研の普通株式も含むものとします。）を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は34,758,480株となり、2025年10月31日時点における当社の発行済株式総数151,406,794株に対する割合はそれぞれ11.5%及び23.0%となります。

注1：当社が本株式交付に際して善光総研の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式であり、本日時点においては17,385,264株を予定していますが、善光総研の株主が譲り渡す株式数に応じて、実際に当社が発行する株式数は変動することがあります。

注2：本株式交付により、当社は善光総研の発行済株式数2,685株（議決権数2,685個）及び新株予約権200個の行使により発行される可能性がある善光総研の普通株式200株のうち、普通株式1,443株（議決権数1,443個）を譲り受け、善光総研を子会社とすることを予定しておりますが、当社が実際に譲り受ける株式数は変動することがあります。

	当社 (株式交付親会社)	善光総研 (株式交付子会社)
本株式交付に係る株式交付比率	1	12,048
本株式交付により交付する株式数	当社普通株式：17,385,264株（予定）	

(注) 単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける善光総研の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる善光総研の株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(イ) 割当の内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である株式会社SPaRK（担当公認会計士：岩本一良。以下、「SPaRK」といいます。）に当社及び善光総研の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼することとしました。なお、SPaRKは、当社及び善光総研の関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有しておりま

せん。

当社は、株式交付比率については、上記のSPaRKが算定した株式交付比率レンジの範囲内であることから、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、SPaRKによる善光総研の株式価値の算定結果を参考に、善光総研の財務状況・資産の状況・財務予測等の将来の見通しを踏まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、当社は、上記(ア)「株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての内容」に記載のとおりとすることが妥当なものであり、両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

#### (ウ) 算定に関する事項

##### ①算定機関の名称並びに当社及び善光総研との関係

SPaRKは、当社及び善光総研から独立した第三者算定機関であり、当社及び善光総研の関連当事者に該当せず、本株式交付に関して重要な利害関係を有しておりません。

##### ②算定の概要

SPaRKは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を2025年12月22日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純終値平均値）を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	92～105

また、SPaRKは、善光総研の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、評価基準日時点での純資産額は将来のキャッシュ・フローを考慮した株式価値を示していないと判断されること、類似上場企業がないことから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果（円）
DCF法	934,324～1,108,771

DCF法による算定については、善光総研が作成した事業計画の予測期間である2026年5月期～2035年5月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。

善光総研の2026年5月期～2035年5月期の財務予測は以下のとおりです。2027年5月期は、営業利益が前年比283.2%増加、2028年5月期は、営業利益が前年比51.9%増加を見込んでおります。その主な増加要因は、コンサルタント人員の増加によるコンサルティング事業の売上の増加を見込んでいることによるものです。

(単位：千円)

	2026年5月期	2027年5月期	2028年5月期	2029年5月期
営業利益	32,510	124,591	189,262	226,188
増減率	—	283.2%	51.9%	19.5%

(単位：千円)

	2030年5月期	2031年5月期	2032年5月期	2033年5月期
営業利益	284,807	345,288	407,816	472,598
増減率	25.9%	21.2%	18.1%	15.9%

(単位：千円)

	2034年5月期	2035年5月期
営業利益	499,858	529,843
増減率	5.8%	6.0%

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
8,898 ~ 12,052

SPaRKは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社との関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。SPaRKの本株式交付比率の分析は、2025年11月7日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

当社はSPaRKによる善光総研の株式価値の算定結果を参考に、善光総研の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率を上記（ア）「株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての内容」のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

(2) 株式交付親会社の資本金及び準備金の額の相当性

本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。

これは、本株式交付後の当社において機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、資本金及び準備金の額を法令の範囲内で当社が決定するとしたものであり、相当であると判断しております。

(3) 株式交付に際して交付する金銭等の相当性

該当事項はありません。

4 株式交付に際して交付する新株予約権等の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

善光総研の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2（計算書類）、別紙3（事業報告）及び別紙4（監査報告）に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6 株式交付親会社についての事項（会社法施行規則第213条の2第5号）

当社は、2025年12月23日付取締役会により、本株式交付を実施することを決議し、変更前の株式交付計画を決定いたしました。そして、当社は、2025年12月26日付の取締役会決議により、2025年12月23日付取締役会決議により決定された株式交付計画における「株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限の数」を1,343株から1,443株へ変更しました。上記変更後の株式交付計画が本株式交付計画です。本株式交付計画の内容は、上記「1. 株式交付計画の内容」のとおりであります。

7 株式交付親会社についての事項（本株式交付が効力を生じる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第213条の2第6号））

本株式交付に際して、会社法第816条の8第1項の規定により株式交付について異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

【別紙1】

株式交付計画書（写）

2025年12月26日

東京都港区南青山五丁目11番9号  
株式会社CAICA DIGITAL  
代表取締役社長 鈴木 伸 印

当社は、当社を株式交付親会社、株式会社善光総合研究所（以下「善光総研」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（株式交付子会社の商号及び住所）

第1条 株式交付子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社善光総合研究所

住所：東京都港区南青山六丁目6番22号

（株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

第2条 当社が本株式交付に際して譲り受ける善光総研の株式の数の下限は、1,443株とする。

（株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当）

第3条 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、譲渡人が当社に譲り渡す善光総研の株式の合計数に12,048を乗じて得た数の当社の株式を交付する。

2 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式の譲渡人に対し、譲渡人が当社に譲り渡す善光総研の株式1株につき、当社の株式12,048株を割り当てる。

3 前二項の規定に従い、当社が善光総研の株式の譲渡人に対して交付する当社の株式の数に1株に満たない端数があるときは、当社は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理するものとする。

（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

第4条 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とする。

（株式交付に際して交付する金銭等）

第5条 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、当社の株式以外の金銭等の交付を行わない。

（株式交付に際して譲り受ける新株予約権等）

第6条 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式と併せて善光総研の新株予約権等の譲受けを行わない。

（譲渡しの申込みの期日）

第7条 善光総研の株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年1月23日とする。ただし、当社は、次条本文に定める効力発生日について、同条ただし書きに従いこれを変更する場合には、当該変更と同時にかかる申込みの期日を変更することができる。

（効力発生日）

第8条 本株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年2月6日とする。ただし、手続上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

（本計画の変更及び株式交付の中止）

第9条 本計画の作成の日から効力発生日までの間に、当社若しくは善光総研の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本株式交付の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社は、本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

以上

## 【別紙2】

## 決算報告書

第4期  
自 2024年6月1日  
至 2025年5月31日

株式会社善光総合研究所

## 1. 貸借対照表

2025年5月31日 現在  
(単位: 円)

## 資産の部

科目	金額	小計・合計
【流動資産】		469,297,263
現金及び預金	452,426,319	
売掛金	13,052,622	
前払費用	3,818,322	
【固定資産】		305,774,296
(無形固定資産)		
ソフトウェア	304,774,296	
(投資その他の資産)		
投資有価証券	1,000,000	
【繰延資産】		143,519
創立費	143,519	
資産の部合計		775,215,078

負債の部

科目	金額	小計・合計
【流動負債】		240, 250, 136
買掛金	5, 015, 594	
未払金	20, 926, 191	
未払費用	2, 425, 421	
未払法人税等	68, 035, 600	
未払消費税等	19, 548, 700	
前受金	123, 974, 400	
預り金	324, 230	
負債の部合計		240, 250, 136

純資産の部

科目	金額	小計・合計
【株主資本】		534, 964, 882
資本金		172, 250, 000
資本剰余金		171, 250, 000
(内訳: 資本準備金)	(171, 250, 000)	
利益剰余金		191, 464, 882
(内訳: その他利益剰余金/繰越利益剰余金)	(191, 464, 882)	
【新株予約権】		60
新株予約権	60	
純資産の部合計		534, 964, 942
負債及び純資産の部合計		775, 215, 078

## 損益計算書

自 2024年06月01日 至 2025年05月31日  
(単位: 円)

科目	金額	小計・合計
売上高		504, 405, 196
売上原価		132, 874, 701
当期商品仕入高	1, 795, 537	
通信費(原価)	9, 623, 582	
外注費(原価)	111, 148, 894	
消耗品費(原価)	2, 491, 415	
リース料(原価)	7, 815, 273	
売上総利益		371, 530, 495
販売費及び一般管理費		173, 886, 184
営業利益		197, 644, 311
営業外収益		39, 130, 998
受取利息	122, 957	
雑収入	39, 008, 041	
営業外費用		53, 820
創立費償却	53, 820	
経常利益		236, 721, 489
税引前当期純利益		236, 721, 489
法人税等	73, 352, 229	
当期純利益		163, 369, 260

## 株主資本等変動計算書

自 2024年06月01日 至 2025年05月31日  
(単位: 円)

区分	当期首残高	当期変動額	当期末残高
株主資本	371,595,622	163,369,260	534,964,882
資本金	172,250,000	-	172,250,000
資本剰余金	171,250,000	-	171,250,000
利益剰余金	28,095,622	163,369,260	191,464,882
新株予約権	60	-	60
純資産合計	371,595,682	163,369,260	534,964,942

### 個別注記表(抜粋)

#### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 資産の評価基準及び評価方法
- 固定資産の減価償却の方法
- 引当金の計上基準
- 収益及び費用の計上基準
- その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(その他、会計方針の変更、収益認識、税効果会計、金融商品、関連当事者取引等に関する注記あり)

## 【別紙3】

### 事業報告

自：2024年6月1日  
至：2025年5月31日

#### 1. 会社の状況

##### (1) 当事業年度の事業の概況

###### ① 事業の経過および成果（2024年6月～2025年5月）

当事業年度（2024年6月～2025年5月）においては、依然として円安の継続、エネルギー・人件費等のコスト上昇、地政学的リスクなど、企業活動を取り巻く経済環境には依然として不確実性が存在しました。とりわけ、介護業界においては高齢化の加速とサービス需要の増加に伴い、業務の効率化および人材確保が喫緊の課題となっています。

こうした状況のもと、当社は以下の中核事業を中心に、介護業界におけるデジタル変革と業務改善の支援に注力してまいりました。

これらの取り組みにより、当期の業績は以下の通りとなりました。

事業別売上については、コンサルティング事業が引き続き全体の成長を牽引しており、また、減価償却費の増加があった一方で、業務委託費の効率的な運用および営業体制の最適化により、全体として高い収益性を確保することができました。

以上の結果、当期の業績は以下の通りとなりました。

売上高：504,405千円

営業利益：197,644千円

経常利益：236,721千円

当期純利益：163,369千円

本年度は、サービス体制の強化と持続的成長に向けた土台固めの年となり、次年度以降のさらなる飛躍に向けた基盤を築くことができました。

###### ① 設備投資等の状況

特記事項はありません。

###### ② 資金調達の状況

特記事項はありません。

###### ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

- ① 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記事項はありません。
- ② 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利業務の承継の状況  
特記事項はありません。
- ③ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特記事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	第1期 (2023年1月期)	第2期 (2024年1月期)	第3期 (2024年5月期)	第4期 (2025年5月期)
売上高 (千円)	-	112,637	36,647	504,405
経常利益 (千円)	△7	47,513	72	236,721
当期純利益 (千円)	△36	29,560	△1,427	163,369
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△18円30銭	14,780円0銭	△711円81銭	60,854円13銭
総資産 (千円)	1,269	435,319	410,315	775,215
純資産 (千円)	963	30,524	371,595	534,964

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) の金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(注) 第3期は、決算期を1月から5月に変更しているため、4ヶ月の変則決算となります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年5月31日現在)

- ① 親会社との関係  
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、中長期的な経営戦略を確実に遂行していくために、以下の項目につき重点課題として掲げ、成長性を高め企業価値の向上に努めてまいります。

- ①新しい販路及び取引先の拡大
- ②システムの拡充
- ③サービス水準の高度化により顧客及び社会満足度の向上
- ④内部管理体制の拡充ならびにコンプライアンス強化

(5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

福祉事業者等への経営コンサルティング及び経営支援等事業、コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、輸出入および保守、管理ならびにコンサルティング業務

(6) 主要な営業所（2025年5月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区南青山6 丁目6 番22号

(7) 従業員の状況（2025年5月31日現在）

20名

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

(1) 株式の状況

- |            |        |
|------------|--------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,685株 |
| ③ 株主数      | 22名    |

(2) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社High Voltage Capital	655	24.39%
株式会社カイカフィナンシャルホールディングス	300	11.17%
投資事業組合ITトラスト5号	300	11.17%
白井 洸知	300	11.17%
白井 一成	200	7.45%
白井 咲希	150	5.59%
投資事業組合IF介護2号	100	3.72%
小財家興産株式会社	81	3.02%
松尾 豊	80	2.98%
投資事業組合IF介護1号	63	2.35%

(3) その他株式に関する重要な事項

特記事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年5月31日現在）

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2023年11月29日	2024年1月30日
新株予約権の数	110個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約1個につき1株) 110株	普通株式 (新株予約1個につき1株) 60株
新株予約権の払込金額	0円	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 500,000 円	新株予約権 1 個当たり 500,000 円
権利行使期間	2025年11月30日から 2029年1月31日まで	2024年2月1日から 2029年1月31日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式数 当社役員 110個 110株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 関係会社役員 60個 60株 4名

	第3回新株予約権
発行決議日	2024年10月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約1個につき1株) 30株
新株予約権の払込金額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 500,000 円
権利行使期間	2026年10月29日から 2029年1月31日まで
行使の条件	(注)
従業員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式数 当社役員 30個 30株 1名 当社従業員 4名

(注)新株予約権者は、新株予約権の権利行使可能期間において、新株予約権の全部を一括してのみ行使することができるものとする。

4. 会社役員に関する事項（2025年5月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮本 隆史	・社会福祉法人善光会 執行役員 最高戦略責任者
取 締 役	岩野 裕一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)実業之日本社 代表取締役社長</li> <li>・(株)アサカ 取締役</li> <li>・(株)レジストアート 取締役</li> <li>・(株)サン・アート 取締役</li> <li>・(株)千秋社 取締役</li> <li>・(株)実業之日本総合研究所 代表取締役会長CEO</li> <li>・(株)スケブベンチャーズ 代表取締役</li> <li>・(株)スケブ 代表取締役会長</li> <li>・(株)造形社 代表取締役会長</li> <li>・(株)実業之日本デジタル 代表取締役社長</li> <li>・(社)中国問題グローバル研究所 代表理事</li> </ul>
取 締 役	前川 遼	・社会福祉法人善光会 サンタフェ総合研究室 室長
監 査 役	中庭 豪人	・渋谷パートナーズ税理士法人 代表社員

(2) 取締役、監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	2人	3,000千円	
監査役	一人	一千円	
計	2人	3,000千円	

(注) 無報酬の取締役、監査役がいるため、取締役、監査役の人数と支給人数は相違します。

5. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記事項はありません。

6. 記載数字の表記について

本事業年度報告の記載数字は、表示単位未満を切り捨てております。

【別紙4】

監査役の監査報告書 謄本

監査報告書

私は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年7月30日

株式会社善光総合研究所

監査役 中庭 肇人

印